

かぜ薬や鼻炎薬など一部の医薬品には、 適正使用のための販売ルールがあります



(1) 対象となる医薬品（令和5年4月1日から対象が広がっています。）

薬局やドラッグストアなどで販売されている一般用医薬品のうち、有効成分として以下の成分のいずれかを含む医薬品が対象です。

医薬品	医師の処方箋に基づいて、薬局で調剤される薬剤	
	薬局やドラッグストアなどで販売されている医薬品	要指導医薬品 一般用医薬品 (リスクに応じて、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品に分類されています。)

このうち

＜有効成分＞※水和物及び塩類も含む

- エフェドリン
- コデイン
- ジヒドロコデイン
- プロモバレルリル尿素
- プソイドエフェドリン
- メチルエフェドリン



薬剤師のいくちゃん

かぜ薬や鼻炎薬を中心にいろいろな医薬品に、有効成分として含まれています。

(2) 販売時のルール

薬局やドラッグストアなどでは、販売時に以下を確認し、適正な使用と認められる場合に販売しています。

- ✓ 購入者が若年者（中学生、高校生など）である場合は、氏名や年齢を確認
- ✓ 他の薬局やドラッグストアなどからの購入状況を確認
- ✓ 原則1人1包装単位（1箱、1ビン）の販売のため、複数個購入を希望する場合は、理由を確認



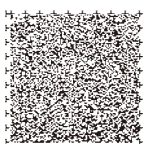
確認の結果、適正な使用と認められない場合は、販売できません。
また、他の医薬品への変更や医療機関への受診をすすめる場合があります。

医薬品は正しく使いましょう

医薬品は、ケガや病気を治し、健康な生活を送るために大切な役割を果たしています。そのため、医薬品のことを知って、正しく使うことがとても大切です。

多摩立川保健所では、教育機関や薬局・店舗販売業の方と共に、「薬育」活動の普及啓発に取り組んでいます。医薬品の正しい知識を身につけ、適正に使用しましょう。

また、医薬品の用法・用量を守らずに過量に摂取することは、健康被害を引き起こしたり、やめられなくなるおそれがあります。自分や周囲の人がくすりのことで悩みをかかえている場合、医師・薬剤師等に相談しましょう。



薬育についてはこちら

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/tthc/kusuri/yakuikunituite.html>

